最高裁規則

○**最高裁判所規則第十八号**

裁判の迅速化に係る検証に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

最高裁判所

裁判の迅速化に係る検証に関する規則の一部を改正する規則

裁判の迅速化に係る検証に関する規則（平成十五年最高裁判所規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「刊行物」を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省　令

○**厚生労働省令第百五十八号**

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第七条の二　使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、第三号に掲げる方法による場合には、当該労働者が第一号又は第二号に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、第三号イからヘまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。	**第七条の二**　使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。）第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業（以下単に「第二種資金移動業」という。）を営む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（以下「指定資金移動業者」という。）のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動	（新設）
イ　賃金の支払に係る資金移動を行う口座（以下単に「口座」という。）について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が百万円を超えた場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。	
ロ　破産手続開始の申立てを行つたときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。	
ハ　口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となつたことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。	
ニ　口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。	
ホ　口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること。	
ヘ　口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方	